医 疾 第 ７９７ 号
令和８年 10 月 16 日

該当医療機関の長　様

静岡県健康福祉部長

静岡県特定疾患治療研究事業による医療費助成の終了について

日頃、本県の医療行政に御理解、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

静岡県では、「静岡県特定疾患治療研究事業」として、橋本病・突発性難聴患者に対する県独自の医療費助成を実施してきましたが、他の一般的な疾患との公平性の観点から検討を重ねた結果、同事業を終了することとしましたのでお知らせします。

終了に伴う留意事項につきましては、下記を御確認ください。

記

１　受給者証・公費負担医療請求

・交付済の受給者証は、券面に記載の有効期限まで使用することができます。
・令和 10 年度以降は、公費負担番号 86226024 による公費負担医療は請求できなくなります。

２　患者様への案内等

・令和９年４月以降は、受給者証の新規申請の受付を停止します。
（令和９年３月 31 日までは、県内各保健所において申請の受付が可能です。）
・現在患者様が治療を検討されている場合、新規申請の受付期限が令和９年３月末であることを踏まえ、同事業の案内をしていただくようお願いします。
・令和９年４月以降は、受給者証の新規申請ができなくなりますので、同事業の案内を取りやめていただくようお願いします。

担　　当　医療局疾病対策課　難病対策班
電話番号　０５４－２２１－３３９３
Ｍａｉｌ　shippei@pref.shizuoka.lg.jp